

下北地域公共交通計画骨子（案）について

令和6年12月9日

下北地域公共交通総合連携協議会
(事務局：むつ市政策推進部交通政策課)

■下北地域公共交通計画骨子（案）

計画策定の背景・目的

全国的に人口減少時代を迎え、人口減少が見込まれる中、下北地域においては、旧むつ市（平成17年合併以前）を除く地域が過疎地域に指定されているなど、青森県内でも特に顕著な人口減少が進行するとともに、自動車の普及、住民のライフスタイルの多様化や生活ニーズの変化等により、路線バス、鉄道、フェリーなどの公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、利用が少ないバス路線などは運行便数の減少や統廃合等を実施せざるを得ない状況となり、結果、公共交通のサービス水準が低下し、さらに利用者の減少を招くなど、悪循環に陥っている。

また、近年では、公共交通を支えるバス・タクシー事業者の運転手不足や2024年問題による労働時間の制限等により、公共交通の維持・確保することがますます厳しくなり、地域住民の日常生活に必要な不可欠である公共交通の維持・確保が喫緊の課題となっている。

国においても、平成26年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法律」という。）」が改正されたことにより、自治体が先頭に立ち、交通事業者や住民などとの合意のもとで、まちづくりと一体になった持続可能な公共交通ネットワークを形成するための基本計画となる「地域公共交通網形成計画」（現「地域公共交通計画」）を策定できるようになった。

下北地域では、下北地域公共交通総合連携協議会（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）において、平成30年3月に「下北地域公共交通網形成計画」を策定し、これまで、計画に基づく事業を進めてきたが、当該計画が令和6年度をもって計画期間満了を迎えることや、令和2年10月から法律が改正され、計画の対象が交通ネットワークの確保・充実に加えダイヤや運賃などの面からも総合的に捉え改善や充実に取り組むことができ、地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができるようになったことなどから、下北地域において持続可能な公共交通の構築及び活用に向けた事業や施策等を実施していくため、「下北地域公共交通計画」を策定することとした。

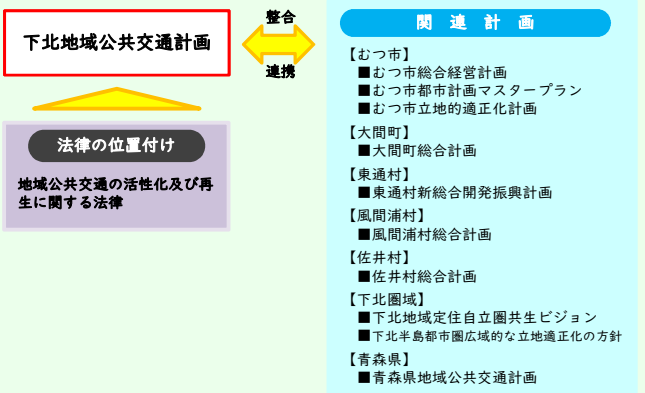
本計画では、行政・交通事業者・地域住民等、それぞれが連携しながら主体的に役割を果たし、地域一体となって公共交通の維持・確保に向けた取組を着実に進めていくことを目的としている。

計画の対象区域・対象期間

- <対象区域>
- 下北圏城市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）
- <対象期間>
- 令和7年度から令和11年度までの5ヵ年

計画の位置付け

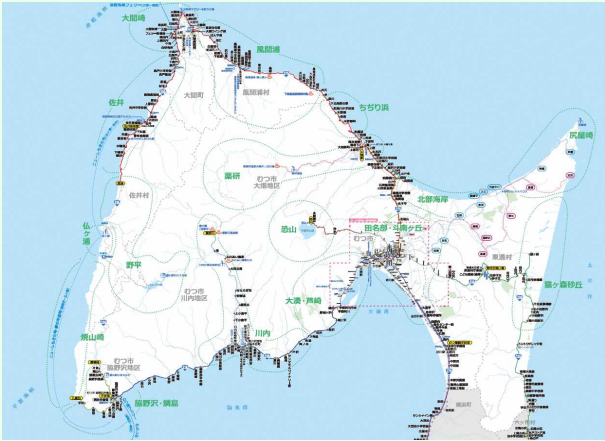
- 下北地域公共交通計画は、関連計画との整合を図るとともに、関連する計画で実施されている施策との連携を図る。



下北地域の公共交通の運行状況

■下北地域の公共交通は、広域バス路線がむつ市中心市街地を中心に放射線状に各市町村を運行しており、当該路線に接続するように、地域内の路線バス、鉄道、航路、市町村の交通サービスなど複数の公共交通が運行し、住民の日常生活の移動を支えている。

■その他、地域内には、一般タクシー、広域観光交通やスクールバスなどが運行しており、住民の外出目的により移動に対応している。



計画策定の基本的な考え方

- 平成30年3月に策定した『下北地域公共交通網形成計画』の基本理念や基本方針を踏襲しながら、現在の下北地域における公共交通の課題や国の制度等を踏まえて、見直す。
- 【下北地域公共交通網形成計画】（平成30年3月策定）
- <基本理念>
 - 地域としての持続性を支ええる公共交通
 - <基本方針>
 - (1) 多様な移動需要が集約された公共交通体系
 - (2) まちづくりと密接な連携が図られた公共交通体系
 - (3) 明確に役割分担が図られた公共交通体系
 - (4) 利用しやすい・わかりやすい・誰にもやさしい公共交通

地域公共交通計画とは？

- 『地域公共交通計画』とは、『地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿』を明らかにする『マスタープラン』としての役割を果たすものであり、国が定める『地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針（以下、基本方針という。）』に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成していく。
- 地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院、商業施設、宿泊施設、企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域公共交通の提供を確保することを求めている。その際、ICカード・二次元コード等のキャッシュレス決済の導入促進、更にはMaaS、オンデマンド交通におけるAI活用の取組、自動運転などの技術も活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者、子育て世代や外国人旅行者も含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスが提供されることが必要となる。
- このように、地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるものである。そのため、基本的に全ての地方公共団体において、計画の作成や実施を『努力義務』として定めている。



▲地域旅客運送サービスのイメージ

※（国土交通省による『地域公共交通計画等の作成と運用の手引き』より）

1. 下北地域の公共交通を取り巻く状況及び課題

(1) 公共交通を取り巻く状況

- ① 公共交通の主な状況
 - ・広域バス路線は、令和2年10月より下北線（脇野沢～田名部間）が平日休日ともに1往復増便。その他の路線は現状を維持。
 - ・地域のバス路線は、令和5年3月末をもって川内～湯野川線、尻屋線、尻屋崎線、尻労線、東通庁舎線が廃止。
 - ・むつ市中心市街地では、令和4年4月より市内ループバスの運行が開始される一方で、同年11月に市内タクシー事業者1社が廃業。
 - ・令和4年12月、JR大湊線の沿線自治体及び周辺自治体においてJR大湊線活性化協議会を設立。
 - ② 公共交通の利用者
 - ・広域バス路線の利用者は、この10年間で約17万5千人（平成26年 451,296人→令和5年 276,655人）が減少。
 - ・地域のバス路線の利用者は、人口減少等の影響により、それぞれの路線において、年々、利用者が減少。
 - ③ 交通事業者の運転手
 - ・地域の交通事業者は運転手不足及び高齢化が進んでおり、圏域における運転手の年齢構成（運転手数における60代以上の内訳）は、バス事業者が84名中43名、タクシー事業者は86名中69名となっており、このままでは、5年、10年後に深刻な運転手不足に陥る。
 - ④ 市町村の新規交通施策 ※前計画期間内（H30～R6）において、新たに市町村が実施した交通施策
 - ・むつ市：高齢者無料乗車証、コミュニティタクシー（公共ライドシェア）、運転手確保支援事業補助金 等
 - ・東通村：予約型タクシー（デマンドタクシー）、大間町：コミュニティバス（買い物支援）
 - ⑤ まちづくり
 - ・都市計画では、下北地域の特性を踏まえたまちづくりが進められている。
 - ⑥ その他
 - ・利用者減少や燃料費高騰等の影響による路線バス補助金の増額や代替交通手段の確保など、市町村の交通施策に係る財政負担は年々増加傾向にある。
 - ・また、むつ市において、令和8年度から全ての小中学校の部活動が地域移行し、令和9年度からは大湊高校とむつ工業高校の統合校が開校されるなど、今後、通学における地域の交通事情が大幅に変化していく。
- ※下北地域全体において、路線バスの運行本数、バス停まで遠い地域や交通事業者がいない地域など、公共交通の利便性に問題を抱えている住民が多い。（計画策定に係る住民アンケート結果より）

(2) 圏域における公共交通の課題

- 【広域バス路線】
 - 下北線、むつ・佐井線、むつ線、野辺地線（青森線）、泊線
 - 住民の通勤・通学・通院等の移動手段として、路線を維持していくために路線利用者の増加が必要
 - 広域バス路線に接続する交通結節点の整備が必要
- 【鉄道】○JR大湊線（大湊駅～野辺地駅）
 - 観光路線としての強みを活かした路線利用者の増加が必要
- 【航路】○大間～函館航路
 - 観光航路としての強みを活かした航路利用者の増加が必要
- 【共通】
 - 交通事業者の運転手確保に向けた取組が必要
 - 公共交通の運行情報の発信力の強化が必要
 - 圏域住民の公共交通を利用するという意識醸成が必要
 - 圏域中心部までのバス路線の維持が必要
 - 下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針に基づいた公共交通体ネットワークの構築

(3) 市町村における公共交通の課題

- 【むつ市】
 - 中心市街地においては、市内公共交通の再編が必要
 - 旧町村部においては、既存公共交通の維持が必要
 - 住民ニーズに応じた新たな交通サービスの導入が必要
- 【大間町】
 - 生活航路としての強みを活かした航路利用者の増加が必要
 - 住民や来訪者の広域バス路線の利用者増加が必要
- 【東通村】
 - 住民の生活路線としてのデマンドタクシーの運行維持が必要
 - 集落間の移動やダイヤ等、住民ニーズを反映させたシステムの構築が必要
- 【風間浦村】
 - 住民や来訪者の広域バス路線の利用者増加が必要
 - 診療所バスの維持が必要
- 【佐井村】
 - 住民や来訪者の広域バス路線の利用者増加が必要
 - 過疎地・福祉有償運送の維持が必要

2. 公共交通の基本理念・基本方針・指標

●基本理念

地域の持続可能な公共交通体系の維持・存続に向けた体制の構築及び活用

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針1

基本方針2

基本方針3

基本方針4

- 【全体指標】
 - ①：地域間幹線系統（広域バス路線）における利用者数
 - ②：公共交通の維持に係る財政負担額
 - ③：公共交通の運行に対する満足度
- 【地域指標】
 - ①むつ市：中心市街地の公共交通における市民の利用者数
旧町村部の公共交通における市民の利用者数
 - ②大間町：大間～函館航路における町民の利用者数
 - ③東通村：デマンドタクシーの利用者数
 - ④風間浦村：広域バス路線における村民の利用者数
 - ⑤佐井村：広域バス路線における村民の利用者数

これらの課題を踏まえ、基本理念・基本方針・指標を設定

基本方針に基づく施策の展開（次ページ）

3. 基本方針に応じた施策の展開

区分	施 策 の 内 容	
基本方針1	<u>遠隔地とのアクセス性を保った公共交通（広域路線の維持）</u> ■広域バス路線（下北線、むつ・佐井線、むつ線、野辺地線、泊線）の利用促進 ・住民の移動ニーズに対応したダイヤ等の調整 ・広域のかつ体系的な観光移動モデルの構築 ・下北ジオパーク等と連携した企画乗車券やバスパック等の発行	
基本方針2	<u>住民ニーズに答えられる公共交通（公共交通の利便性向上）</u> 【むつ市】 ■中心市街地における公共交通ネットワークの再編 ・中心市街地における交通拠点の再設定 ・中心市街地におけるバス路線の再編 ・小中部活動の地域移行や高校統合に伴う通学需要の変化等、新たな移動需要への対応 ・運転手の負担軽減に向けた運行内容の見直し ■デジタル技術を活用した新たなサービス（交通DX）の検討及び実施 ・自動運転の検討及び実施 ・AIオンデマンド等の検討及び実施 ※むつ市が実施したノウハウを4町村に共有。 ■交通事業者の運転手確保に向けた支援の実施 ・第二種運転免許の取得支援 等	■大間～函館航路の利用促進 ・フェリー⇄広域バス路線（むつ・佐井線）の乗継利用促進の強化 ・下北地域住民及び観光客の利用促進策の実施 ■JR大湊線の利用促進 ・JR大湊線活性化協議会により利用促進 【大間町】 ■大間～函館航路の利用促進 ・町民の利用促進策の実施 ■町内の移動需要への対応 ・コミュニティバスの維持をはじめとする町内の移動需要への対応 【東通村】 ■デマンドタクシーの運行内容の調整 ・住民や観光客の利用ニーズに応じたルートやダイヤの調整等 【風間浦村】 ■村内の移動需要への対応 ・診療所バスの維持をはじめとする村内の移動需要への対応 【佐井村】 ■村内の移動需要への対応 ・過疎地・福祉有償運送の維持をはじめとする村内の移動需要への対応
基本方針3	<u>お互いに支え合える公共交通（多様かつ幅広い連携）</u> ■交通空白地における移動サービスの確保 ・公共ライドシェアや日本版ライドシェアの検討及び実施 ・道路運送法における許可又は登録を要しない運送（ボランティア輸送）の検討及び実施	■公共交通以外の移動サービスとの適切な連携 ・スクールバス、お買い物バス、福祉バス 等と公共交通での移動を一体的に捉え、地域の移動需要を確保するため、様々な分野（教育、医療等）との垣根を越えた連携を検討
基本方針4	<u>誰もが利用しやすい公共交通（公共交通に適したまちづくり）</u> ■情報発信の強化 ・G T F Sデータの整備及び活用 ・下北地域公共交通マップの更新及び配布 ■意識醸成の強化 ・モビリティ・マネジメント等の実施 （バスの乗り方教室、転入者へのバスパップの配布、イベント時の移動手段との連携等）	■交通結節点の整備 ・田名部駅前用地のバスの転回場や駐車スペースの整備 ・都市計画（下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針やむつ市立地適正化計画等）に基づいた交通結節点の整備 ■新たな支払い方法の導入に向けた支援や運賃体系の見直し ・キャッシュレス決済（交通系ICカード、クレジットカード、電子マネー 等）導入等、交通事業者の新たな支払い方法の導入に対する支援を検討 ・多様な交通サービスが使いやすく持続可能な運賃体系（交通拠点における乗り継ぎ運賃割引、市内公共交通のサブスクリプション化 等）の見直しを検討